

# 平成 25 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成 25 年 1 月 21 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 佐藤 敬貴  
書記 佐藤 ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 1 回更別村議会臨時会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 25 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 新しい年明けは、国際的には尖閣問題、アルジェリア人質事件等、厳しい状況にありますけれども、村内におきましては寒さ厳しい中にも平穏な幕開けとなったところであります。 また昨年の年末総選挙におきまして、安倍政権が誕生し、まずは徹底して日本経済の回復策ということから、円高の是正、株価の上昇傾向へと動きだしたところであります。 村といたしましても国の 13 兆円規模の大型補正、それに続く新年度予算と連動いたしまして、村づくりを進めるとともに、こうした内外の厳しい情勢をしっかり受け止め、組織一丸となって豊かにして安心・安全な村づくりに全力を傾注してまいります。 本年も議員各位のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。 本臨時会におきましては、一般会計と介護保険事業特別会計の補正予算についてご審議をお願いするものであります。 よろしくお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分)
議 長	本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、2 番高橋さん、3 番赤津さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の

議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

高橋議会運営委員長

議会運営委員長

議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第1回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ1月21日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

委員長の報告が終わりました。

議長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

議長

したがって、会期は1日間と決定しました。

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議長

日程第5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行ないます。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長

日程第6、議案第1号、平成24年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第1号、平成24年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,300,106千円とするものであります。

補正の内容であります。6ページをお開き願いたいと思っております。

6ページは歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 地方振興費におきまして、13,768 千円を追加するものであります。内訳であります、8 の報償費といたしまして 300 千円、これにつきましては 3 月に予定をされております高規格道路更別インターチェンジの開通式にあたりまして、特産品セット 200 人分を提供し、村のピーアルの一助とするものであります。12 の役務費におきましては 100 千円、17 の公有財産購入費におきましては 13,368 千円を追加するものであります。この経費につきましては、以前より懸案となっておりました地域交流施設用地といたしまして今般、地権者との協議が整いまして購入するものであります。土地につきましては、約 40 坪、建物補償費用を含んでの予算となっております。12 の役務費につきましては、登記の手数料でございます。

款 3 民生費、項 3 老人福祉費、目 3 老人福祉費推進費、337 千円の追加であります。これにつきましては、介護給付費が伸びてございまして、ルールに従いまして一般会計からの持ち出し分として 337 千円を追加するものであります。

次のページをお願い申し上げます。

款 10 教育費、項 7 教育諸費、目 2 学芸奨励費であります、306 千円を追加するものであります。今年度につきましては、小中学生のスポーツ活動が大変顕著でございまして、先程、教育行政報告をいたしてございまして、この後の全国中学校スケート、長野大会への参加費を含めまして不足分を補正するものであります。

款 13 諸支出金、項 2 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金につきましては、144 千円の追加であります。これにつきましては平成 23 年の感染症予防事業の補助におきまして、これは女性特有のがん検診であります、補助事業精算に伴いまして過大分 144 千円を返すものであります。

次に歳入の 5 ページをお願い申し上げます。

款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、11,933 千円の追加であります。少し余裕を見てございまして、今般は 11,933 千円を追加させていただきます。

款 15 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入におきまして、2,622 千円の追加であります。その他不動産売払収入でありますけれども、旧更別駐在所跡地売払収入であります。土地につきましては、約 120 坪でございます。これを建物につきましては、道から払い下げを受けることとしておりますけれども、この建物を含めまして 2,622 千円で予算としてはこの額を見てございまして、これからこの施設につきましては、売却を予定しているものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4 番 松橋さん

議 長

4 番松橋議員

財産取得の中の土地の取得について詳しくお聞きしたいと思うのですが、13,368 千円の土地につきましては、前に地権者との折り合いが悪くて購入に至らなかったとお聞きしております。

それで、この名前も地域交流施設用地購入費と具体的に書いてあるわけですが、考え方は前のおり変わっていないということでしょうか。

議 長  
企画政策課長

高橋企画政策課長

この施設につきましては、平成 22 年 3 月に 1 度、不調によりまして取り下げをしているところなのですが、その後、相続者との交渉を続けておりまして、今回取得するに至ったわけでありまして、その間、交流拠点施設等については、構想が継続と言うか、若干休止してしまっているのですが、続いているところですので、まずそちらの交流施設の候補地として第一に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長  
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

私が理解している中では交流施設については土地の購入が無理になりましたから、白紙と一時お聞きしているのですが、今の課長の説明だとあくまでも地域交流施設と言いましたけれども、その辺の違いというのはどうなっているのですか。

議 長  
副 村 長

三好副村長

この件につきましては、平成 22 年度の予算で認めていただいたところなのですが、事情があって取得出来なかったということで、予算も減額措置をさせていただいたところでございます。

そんな中で土地を取得出来ない中で、いったん交流拠点施設の整備計画については、白紙に戻させていただいたというような経緯で松橋議員が言われるとおりでございます。

ただ、その後も市街地の中心部にある 240 坪の土地については、やはり商店街活性化のために是非とも活用したいという思いで取得に向けて権利者との間で協議を進めてきたところでございます。

そんな中で今年の 11 月に地権者の方からお譲りしても良いというようなお話があったものですから、今回予算を計上させていただいたところでございます。

そんな中でいったんは白紙になった交流拠点施設でございますけれども、取得した暁には商工会の特別委員会等とも協議して再度利用計画を立てていきたいなと思っているところでございます。ただ、いったん白紙にしたものですから、その後の流れということで変化してきております。時間的にも変化してきているということで、今回、地域交流拠点施設ということではなくて、地域交流施設用地ということで、また計画を策定していきたいと思っておりますけれども、基本的には当初計画が出来れば継承していきたいなと思っているところでございます。

議 長  
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

課長と意見が違うのはちょっと困るのですが、それにしましても、もしその土地を取得して、簡単に言うとまだ正式に決まっていない。

土地の跡地利用については、となりますと、逆の発想があると思うのですけれども。なかなか市街地の活性化も進まないのは事実ですけれども、大通りに向けて空き店舗とか空き地等も若干あるように見えるのですけれども、逆に地権者から買って下さいと言った場合は、私はどうしてもここで商売出来ませんよ。土地を村でお願いしますと言った時にはどういう発想になるのか。目的がなくても購入する場合がありますと考えて良いのですか。

議 長  
副 村 長

三好副村長

今回の土地につきましては、もともと市街地活性化実施計画の中で交流拠点施設というような施設用地として位置付けさせていただいたところでございますが、そんな中で必要な土地ということで位置付けをさせていただいているところでございます。ただ、先程の繰り返しになってしまいますけれども、いったん白紙にしたということがございますので、村の方であくまでも交流拠点施設でという話になりますと商工会の方と協議が違うのではないかとということになりうるものでございます。

そんな中でいったん白紙にはさせていただいたのですけれども、交流拠点施設を念頭に商工会と協議して進めていきたいなと思っているところでございます。

また、それ以外に配慮するので、取得してくれということがあった場合につきまして、市街地活性化について有効なものなのか、それとも他に民間で活用していけるものなのか、その都度判断していかなければならないかなと思っております。

それからもう1つ申し遅れましたけれども、この土地につきましては、前回は権利者の方が3名おられるのですけれども、承諾を得て進めてきた経緯がございます。今回も権利者の方から、村の方に譲っても良いという話で予算を計上させていただいているところなのですけれども、いずれにしても相続が済んでいない土地ということで、この機会を逃すと永遠に取得出来ないというような危険性もはらんでいることも踏まえまして、今回の予算を計上させていただいたところでございます。

議 長  
6 番 堂 場 議 員

6 番 堂 場 さん

歳入の方で、駐在所の売却収入2,622千円見っていますが、これは先程の説明だと建物はもらえるものとして、土地の分だけということの説明ですよ。

議 長  
村 長

岡出村長

説明が悪かったのではないかと思いますけれども、建物は道のものでありますので、道から村が取得をしていきますので、その土地代と建物代を合わせて希望者に払い下げするということであります。

議 長  
6 番 堂 場 議 員

6 番 堂 場 さん

そうすると、建物をつけて村としては、この金額で払い下げるという考えですね。それで、これは収入を見込んでいますが決まっていますか。

議 長  
副 村 長

三好副村長

この件につきましては駐在所跡地ということで、駐在所が移転すること

に伴って、その場所を取得したいという意向があつて売却を計画しているところでございます。村の方も利用の計画がないということで進んでいるところでございます。その中でそういう申し出はございましたけれども、場所的には商業施設用地が望ましいというようなことで、そういう条件を付けた中で、一般競争入札で売払いをしていきたいと今計画しているところでございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成24年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7、議案第2号、平成24年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第2号、平成24年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,623千円とするものであります。

歳出から説明申し上げます。

7ページをお願い申し上げます。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費におきまして、2,693千円を追加するものであります。

これまでの実績並びに今後の給付費の推計をもとに算出して、今後の不足が見込まれる分を補正させていただくものであります。地域密着型介護予防サービス給付費といたしまして2,347千円、介護予防サービス計画給付費といたしまして346千円を追加させていただきます。

次に歳入の5ページをお願い申し上げます。

今般の給付費の追加にあたりまして、それぞれルールに基づきまして歳入の増額補正を行うものであります。

款3国庫支出金、673千円の追加であります。内訳として項1の国庫負担金、目1介護給付費負担金におきまして538千円の追加、項2の国庫補助金、目1調整交付金におきまして135千円の追加であります。

次に款4 支払基金交付金、項2 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金におきまして、781千円の追加であります。

次に款5 道支出金、項1 道負担金、目1 介護給付費負担金におきましては、337千円の追加であります。

次のページをお願い申し上げます。

款7 繰入金、902千円の追加でございますが、内訳といたしまして、項1 一般会計繰入金におきましては337千円の追加であります。これはルールに基づきまして、目1 介護給付費繰入金として337千円を追加するものであります。項2 基金繰入金、目1 基金繰入金につきましては、565千円を予定しているところであります。基金の繰入金で歳入歳出のバランスを取るということでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議長 討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第2号、平成24年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これにて平成25年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10時30分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 1 月 21 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 赤 津 寛一郎